

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定により定める区域

苫小牧市告示第 115 号

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表の備考の規定により、市長が定める区域を次のとおり定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 3 月 27 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

- 1 a 区域 平成 25 年苫小牧市告示第 112 号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域（第 2 種区域にあつては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域に限る。）
- 2 b 区域 指定地域のうち、第 2 種区域（a 区域として定める地域を除く。）
- 3 c 区域 指定地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域